

参考様式1

## 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要

計画主体名	計画期間
<small>とちぎけん おおたわらし</small> 栃木県大田原市、 <small>だいにほう とちぎけん</small> (代表)栃木県	平成21年度～平成24年度

### <連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
産業文化部農林整備課	0287-23-8126	0287-23-8782	<a href="mailto:nourin@city.ohatawara.tochigi.jp">nourin@city.ohatawara.tochigi.jp</a>
栃木県農政部農村振興室	028-623-2363	028-623-2377	<a href="mailto:noson-sinko@pref.tochigi.lg.jp">noson-sinko@pref.tochigi.lg.jp</a>

## I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
定住等の促進に資する農業用排水施設等の機能の確保	10.0ha	計画区域における農業用排水施設等の機能の確保(ha) 計画期間内に農業用排水施設等の整備・保全により条件整備され機能が確保された面積=10.0ha
<b>事業活用活性化計画目標の設定根拠</b> 当地区では、米麦をはじめ、なす、トマト、ねぎ、うど、にら等の作付けが増加しつつあるが、現道は砂利道のため、管理は大田原市で行っているが、路面の凸凹が激しく走行経費の増大や、荷傷みによる高品質の農産物が良好に搬出できない等、生産物の輸送に著しく支障をきたしている。 農道の整備により、条件整備され機能の確保された農地が増加することによって、効率の良い作業形態を確立し、農業生産性を向上させることにより農業所得を増加させ農業従事者の意欲を上げて安定した農業経営の持続を図る。		
事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
<b>事業活用活性化計画目標の設定根拠</b>		



### Ⅲ 優先枠を活用する事業に関する事項

(交付対象事業別概要)

優先枠の種類	優先枠指標	増加率等	増加率等の算出
1 輸出促進緊急条件整備事業優先枠			
2 農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠			
優先枠指標の設定根拠			
事業メニュー名	地区名	事業内容と優先枠指標との関連性	
優先枠の種類	優先枠指標	増加率等	増加率等の算出
1 輸出促進緊急条件整備事業優先枠			
2 農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠			
優先枠成果指標の設定根拠			
事業メニュー名	地区名	事業内容と優先枠指標との関連性	

- 【記入要領】
- ・必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
  - ・優先枠を活用する事業とは、予算の優先枠(輸出促進緊急条件整備事業優先枠、農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠)の対象となる事業であり、具体的には、輸出の促進に関連する事業及び実施要領の別表1の事業メニュー番号10、33、34、37、38、43又は45であって要件類別番号5、21、23又は25を満たすものがその対象となる。
  - ・優先枠事業を実施しようとする場合には、以下のいずれかの優先枠指標を記入すること。
    - (輸出促進緊急条件整備事業優先枠)
 
$$\text{輸出量の増加率(\%)} = \frac{\text{優先枠事業の実施によって見込まれる年間の輸出量(t)(目標)}}{\text{現在の年間輸出量(t)}} \times 100 - 100$$
    - (農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠)
 
$$\text{交流人口の増加数} = \text{優先枠事業の実施によって見込まれる地域外からの年間入込客の増加人数}$$

$$\text{定住人口の増加数} = \text{優先枠事業の実施によって見込まれる地区人口の増加人数}$$
  - ・優先枠の種類は、いずれか該当する方を丸囲みすること。  
なお一つの事業について複数の優先枠指標を設定する場合は優先枠指標ごとに当該様式を作成する。
  - ・事業メニューには、実施要領の別表1の事業メニュー名を記載すること。
  - ・地区名には、事業の実施地区名を記入すること。
  - ・事業内容と優先枠指標の関連性は優先枠指標を達成する上で、各々の事業の実施が必要な理由を記載すること。





# 事前点検シート

計画主体名	栃木県大田原市・栃木県	
計画期間 実施期間	平成21年度～平成24年度 平成21年度～平成21年度	総事業費(交付金) 25,000千円 (12,500千円) 21,200千円 (10,600千円)

## 1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	■	法律、基本方針及び実施要領第4の1の(2)に適合している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	■	大田原市農業振興地域整備計画等との連携が図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	■	関係農業者からの要望を基に事業計画化をしている。
事業の推進体制は確立されているか	■	土地改良区・区長・市で連携を図りながら事業推進がなされている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	■	農業基盤の整備により営農条件が改善され、農業従事者の意欲を上げて安定した農業経営の持続を図ることにより定住等が促進されるため、整合性が確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	■	同様な事業の過去の施工実績から事業期間は1年、計画期間は農家戸数の減少を抑えるという目標の性質から、比較的に長い期間の動向により判断するため、標準計画期間の中間をとり4年とした。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	■	範囲内である。 21,200千円×1/2=10,600千円

## 2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	■	新たに農道舗装を実施することにより、条件整備され機能が確保するものである。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	該当なし。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	■	舗装道路(アスファルト)10年
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	■	平成20年度に費用対効果分析を含めた土地改良事業計画書を作成済みである。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	■	投資効果率1.07
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	■	実施要綱第3及び実施要領別表の2、実施要領の運用別表の要件類別8による。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	■	活性化計画区域内の農家戸数は79戸と多数におよび市が事業実施主体となって整備するものであり、個人に対する交付ではない。事業内容が基盤整備であり、目的以外に使用されることはない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	—	該当なし。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	—	該当なし。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	—	該当なし。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	—	該当なし。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	■	隣接して実施した地区のCBR等を参考に適切な舗装構成としている。
建設・整備コストの低減に努めているか	■	再生材(RC材)を利用することによりコストの低減を行う計画である。
附属施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	■	路線内の危険箇所について安全施設としてガードレール等を必要最小限の規模で計上する。
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	該当なし。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	■	優良農地が多く、農地の集積を図るためにも基盤整備が不可欠である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しが付いているか	■	ほ場整備事業により造成された農道であるため、幅員等についても確保されている。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	■	事業実施主体である大田原市において予算化される見通しである。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	■	管理は大田原市が行う。
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	—	収支を伴うものではない。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	他の事業との合体施行はない。

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

注2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。